別添四十八Ⅲ・11・1中「別添42の3.」を「JC08Cモード法及びJC08Hモード法により試験を行う場合にあっては別添42Ⅰの3.の規定に、WLTCモード法により試験を行う場合にあっては別添42のⅡの4.」に改め、同別添Ⅲ・11・2中「別添42の別紙1」を「JC08Cモード法及びJC08Hモード法により試験を行う場合にあっては別添42Ⅰの別紙1のとおりとし、WLTCモード法により試験を行う場合にあっては別添42Ⅱの別紙3」に改め、同別添Ⅲ・11・3中「別添42の5.」を「JC08Cモード法及びJC08Hモード法により試験を行う場合にあっては別添42Ⅰの5.によるものとし、WLTCモード法により試験を行う場合にあっては別添42Ⅱの別紙4及び5」に改め、同別添Ⅲ・11・4中「別添42の6.」を「JC08Cモード法及びJC08Hモード法により試験を行う場合にあっては別添42Ⅰの6.のとおりとし、WLTCモード法により試験を行う場合にあっては別添42のⅡの別紙6」に改め、同別添Ⅲ・11・5⑴中「JC08Cモード法及びJC08Hモード法」の下に「又はWLTCモード法」を加え、「別添42別紙7」を「別添42Ⅰの別紙7又は別添42Ⅱの別紙9」に改め、同別添Ⅲ・11・5⑵中「いずれの重み付け排出ガス値」を「いずれのJC08排出ガス値又はWLTC排出ガス値」に、「重み付け排出ガス値を算出」を「JC08排出ガス値を算出」に、「各成分の重み付け排出ガス値」を「各成分のJC08排出ガス値」に改め、同別添Ⅲ・11・5⑶中「①から③まで」を「①から⑤まで」に改め、同別添Ⅲ・11・5⑶③の次に次のように加える。

④　別紙1に規定するWLTCモード

⑤　別紙1に規定するWLTCモード及びMLIT10モード

別添四十八Ⅲ・の別表1中「重み付け排出ガス値」を「JC08排出ガス値又はWLTC排出ガス値」に改め、同別添Ⅲ・の別表2中「重み付け排出ガス値」を「JC08排出ガス値」に改め、同別紙別紙1中「JC08モード及び」を「JC08モード、WLTCモード及び」に改め、同別紙1・1から1・3まで中「別添42」を「別添42Ⅰの」に改め、同別紙2・の表2中「表イ」を「イ表(1)」に、「表ロ、ハ及びニ」を「イ表(2)、(3)及び(4)」に改め、同別紙2・を3・として、同別紙1・の次に次のように加える。

2.　WLTCモード運転方法

2.1.　試験自動車は、別添42に規定するWLTCモード法により運転すること。

別添四十八別紙2の1・2中「JC08モード」の下に「、WLTCモード」を加え、同別紙1・3中「JC08Hモード法にあっては暖機状態の排出ガスを、JC08Cモード法にあっては冷機状態のそれを、それぞれ」を削り、「測定すること。」の次に「ただし、JC08Hモード法にあっては暖機状態の排出ガスを、JC08Cモード法にあっては冷機状態のそれを、それぞれ測定すること。」を加え、「別添42別紙7」を「別添42Ⅰの別紙7又は別添42Ⅱの別紙9」に改め、同別紙1・4中「重み付け排出ガス値」を「JC08排出ガス値又はWLTC排出ガス値」に改め、「暖機状態及び冷機状態の」を削る。

別添四十九2・中「の3.」を「の1の3.」に改め、同別添5・1・から6・まで、8・5・2・1・、8・5・2・2・、8・5・2・3・1・及び8・5・2・3・2・中「別添42」を「別添42Ⅰの」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千百七十三号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第三条第一項及び第四項の規定に基づき、自動車型式指定規則第三条第一項の規定による独立行政法人自動車技術総合機構に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第四項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める書面（昭和五十八年運輸省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

第一条の表ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものの項中「小型自動車（二輪自動車」を「小型自動車（乗車定員十人かつ車両総重量三・五トン超の自動車及び二輪自動車」に、「十人以下の自動車」を「九人以下の自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員十人かつ車両総重量三・五トン以下の自動車」に改め、同表軽油を燃料とするものの項中「十人以下の普通自動車及び小型自動車」の下に「（乗車定員十人かつ車両総重量三・五トン超の自動車を除く。）」を加え、「十人以下の自動車」を「九人以下の自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員十人かつ車両総重量三・五トン以下の自動車」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千百七十四号

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年通商産業省令第三号）第一条の規定に基づき、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法の一部を改正する告示

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(10・15モード燃費値、JC08モード燃費値及びWLTCモード燃費値の算定方法)」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添42に規定するWLTCモード法により運行する場合における燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表す方法

第二条の表中「11人」を「10人」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千百七十五号

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号」を「平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第1号」に改め、同条第一号中「1―1（1）から（3）まで」を「1―1（1）及び（2）」に改め、「及び（2）」を削る。

第四条中「1―1（4）から（7）まで」を「1―1（3）から（6）まで」に、「1―1（3）から（5）まで」を「1―1（2）から（4）まで」に、「1―1（3）の」を「1―1（2）の」に改める。

第四条の二中「1―1（8）」を「1―1（7）」に改める。

第五条第一項第十二号中「十一人」を「十人」に改め、同項第十四号中「十一人」を「十人」に、「1―1（1）から（3）までの各表」を「1―1（1）及び（2）の表」に、「1―1（4）」を「1―1（3）」に、「（5）」を「（4）」に、「1―1（6）」を「1―1（5）」に、「路線バス」を「路線バス等」に、「（7）」を「（6）」に、「一般バス」を「一般バス等」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「の乗用自動車」の下に「（乗車定員十人かつ車両総重量三・五トン超のものを除く。）」を加え、同項第七号中「路線バス又は一般バス」を「路線バス等又は一般バス等」に、「十一人」を「十人」に改める。